

鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第78回）

- 日時：令和3年5月7日（金）午後3時から
- 場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）
- 出席：知事、副知事、統轄監
新型コロナウイルス感染症対策本部事務局、令和新時代創造本部、
危機管理局、総務部、福祉保健部、教育委員会
東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、日野振興センター
鳥取市保健所長
- 議題：
 - （1）症例報告について
 - （2）緊急事態宣言の延長等について
 - （3）その他

緊急事態宣言・まん延防止等重点措置地域の延長・拡大

■ 緊急事態宣言の延長・拡大

- 実施期間を令和3年5月31日まで延長
- 新たに、愛知県、福岡県を追加

区域	期 間
愛知・福岡(追加)	令和3年5月12日から5月31日まで(20日間)
東京・京都・大阪・兵庫(期間延長)	令和3年4月25日から5月31日まで(37日間)

■ まん延防止等重点措置地域の延長・拡大

- 宮城を除き、実施期間を令和3年5月31日まで延長
- 新たに、北海道、岐阜県、三重県を追加

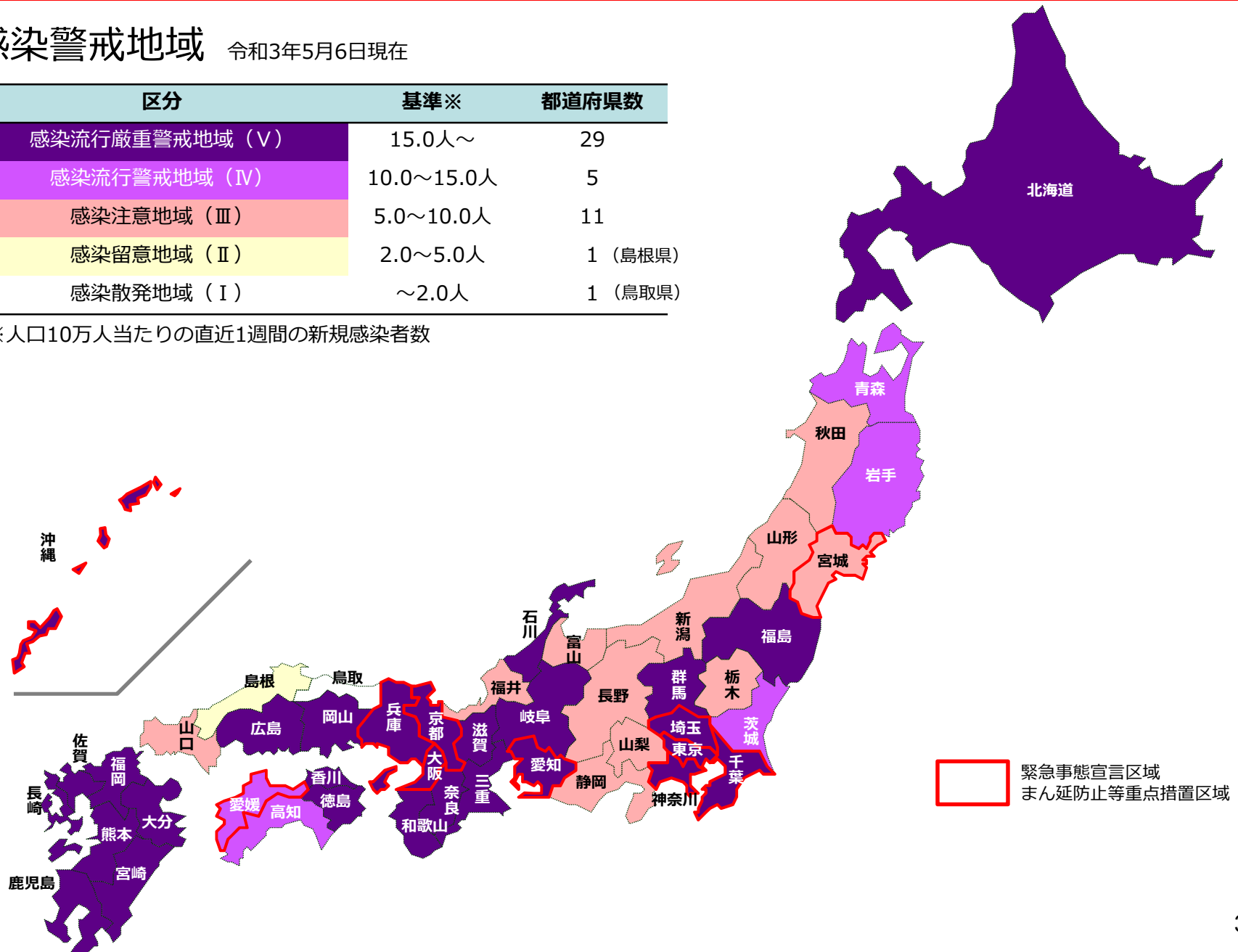
区域	期 間
北海道・岐阜・三重(追加)	令和3年5月9日から5月31日まで(23日間)
愛媛(期間延長)	令和3年4月25日から5月31日まで(37日間)
埼玉・千葉・神奈川(期間延長)	令和3年4月20日から5月31日まで(42日間)
沖縄(期間延長)	令和3年4月12日から5月31日まで(50日間)
宮城	令和3年4月 5日から5月11日まで(37日間)

昨年の全国一斉緊急事態宣言を超える感染状況

感染警戒地域 令和3年5月6日現在

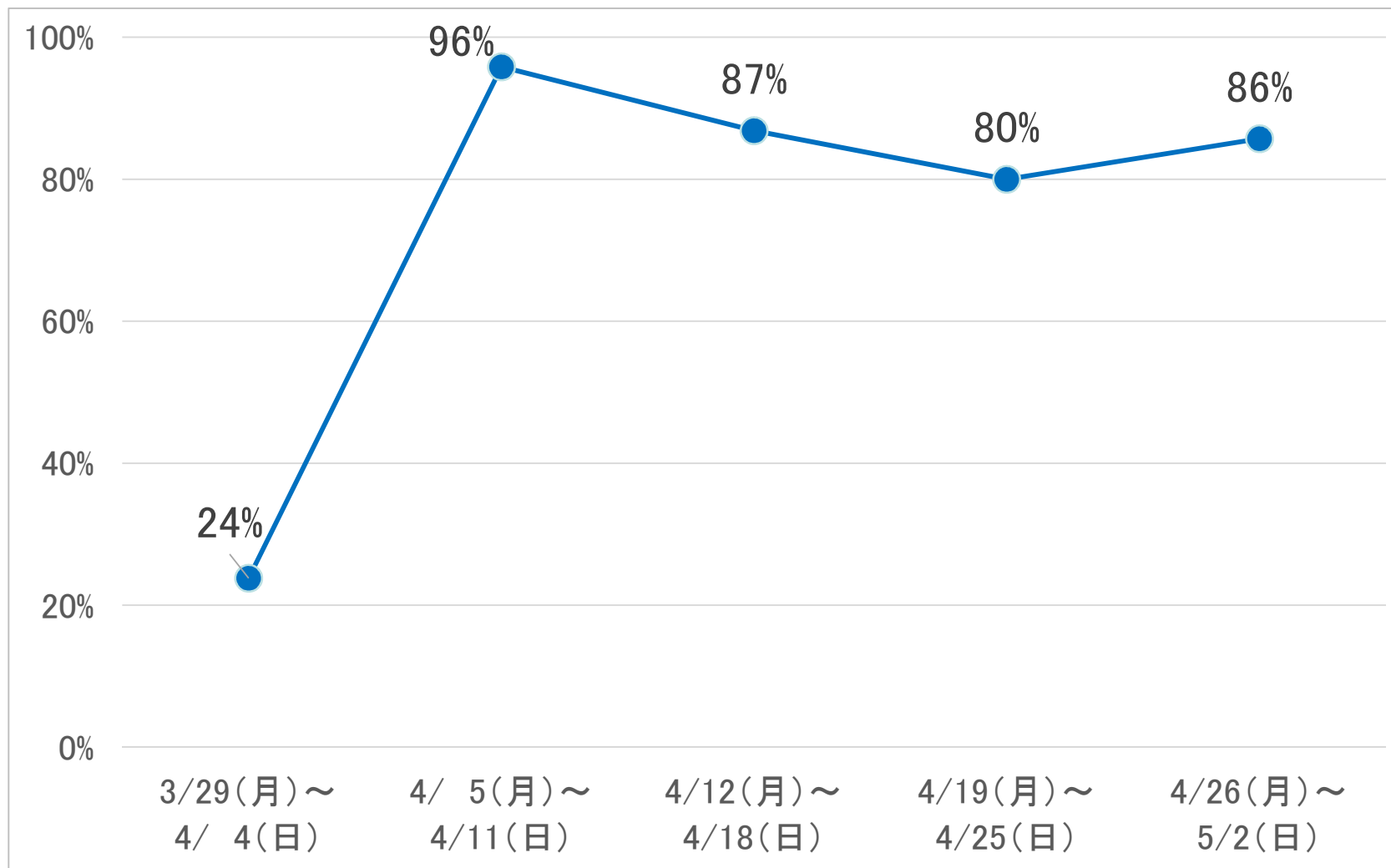
区分	基準※	都道府県数
感染流行嚴重警戒地域 (V)	15.0人～	29
感染流行警戒地域 (IV)	10.0～15.0人	5
感染注意地域 (III)	5.0～10.0人	11
感染留意地域 (II)	2.0～5.0人	1 (島根県)
感染散発地域 (I)	～2.0人	1 (鳥取県)

※人口10万人当たりの直近1週間の新規感染者数



変異株スクリーニング陽性割合の推移

➤ 4月上旬以降、変異株スクリーニングの陽性割合が急激に増加。



往来に係る緊急メッセージ

～感染拡大を防ぐために～

感染力の強い変異株が全国で猛威を振るっており、
県外との往来による感染が県内でも頻発しています。

- 帰省や旅行、仕事、研修も含め、県境を越えた移動は、原則控えてください。
- やむを得ず県外の方と一緒にいるときは、必ずマスクを着用、会食など飛沫感染の機会をさける、密閉、密集、密接の回避など、感染予防を徹底しましょう。
- 山陰両県、兵庫県香美町・新温泉町との往来は、差し支えありません。

「新型コロナウイルス感染増大警戒情報」

- 県内でも感染力が高い変異株が猛威を振るっています。
- 注意レベルを一段とあげましょう。

嚴重警戒レベル	鳥取市
警戒レベル	倉吉市・米子市

『感染急拡大警戒期間』

R3.5.31まで延長

**全国で感染が急拡大しています。
ご注意ください!!**

緊急事態宣言地域・まん延防止等重点措置地域等への往来のお願い

- ◆緊急事態宣言地域： 東京、愛知、京都、大阪、兵庫(香美町及び新温泉町を除く)、福岡
- ◆まん延防止等重点措置地域： 北海道、宮城、埼玉、千葉、神奈川、岐阜、三重、愛媛、沖縄
- ◆感染が流行している地域(「感染流行嚴重警戒地域(V)」)：
福島、群馬、石川、滋賀、奈良、和歌山、岡山、広島、徳島、香川、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
- ◆感染が流行している地域(「感染流行警戒地域(IV)」)： 青森、岩手、茨城、高知
⇒ 帰省や旅行、仕事、研修も含め、県境を越えた移動は、原則控えてください。
特に、緊急事態宣言地域との往来は緊急な場合を除き、行わないでください。

➤ やむを得ず、これらの地域に往かれた場合

- 県外の方と一緒にいるときは、必ずマスクを着用してください。
- 会食など飛沫感染の機会をさけてください。
やむを得ず会食される際は、次のことに気をつけてください。
 - ・食事は短時間で、大皿は控えて個食で、大声を出さず、会話の時は短時間でもマスクを着用。
 - ・同居家族などいつも近くにいる人のみで少人数で。
 - ・換気が良く、座席間の距離も十分に適切なアクリル板が設置され、混雑していない安心な店を選択。
- 繁華街や人混みをさけるなど、密閉、密集、密接を回避し、感染予防を徹底しましょう。

➤ これらの地域から本県に来県、帰県された場合

- 本県内で2週間は会食など飛沫が飛んで感染のおそれが高い行動は控えてください。
- 倦怠感やのどの違和感、発熱、味覚・嗅覚など少しでも違和感を自覚した場合には出歩かず、まず「受診相談センター」や「接触者等相談センター」にご相談ください。

【受診相談センター】 受付時間：9:00～17:15 0120-567-492(コロナ・至急に) 聴覚に障がいがある方はFAX 0857-50-1033
上記以外：[東部] TEL0857-22-8111 [中部] TEL0858-23-3135 [西部] TEL0859-31-0029

【接触者等相談センター】 [東部] TEL0857-22-5625 [中部] TEL0858-23-3135 [西部] TEL0859-31-0029

◆兵庫県のうち香美町及び新温泉町(因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏)

- ⇒ 通勤、通学、生活用品の買い物など、感染予防対策を十分取った上での必要不可欠な往来については、差し支えありません。ただし、不要不急の往来は控えてください。

基本的な感染対策の徹底

◆マスクを着用し、「密閉」「密集」「密接」を避けましょう！

- 「密閉」「密集」「密接」は一つでも感染例があります。「密閉」「密集」「密接」をさける
- 人と人との感染防止距離を取る
- 距離が取れない場合は屋外も含め短時間でも会話時にはマスクを着用
- こまめな換気の実施
- 帰宅後や何かを口に入れる前後(喫煙も含めて)など、入念に都度都度手洗い
- 家族など以外との会食を控える、体調に違和感がある場合は会食を避ける
- リスクの高い高齢者、基礎疾患のある方や妊婦と会われる際は、特に注意

◆倦怠感やのどの違和感、発熱、味覚・嗅覚など少しでも違和感を自覚した場合には出歩かず、まず、事前にかかりつけ医に連絡しましょう。

- 相談先に迷う場合は「受診相談センター」にご相談ください。
(受付時間)9:00～17:15 0120-567-492(コロナ・至急に) 聴覚に障がいがある方はFAX 0857-50-1033
上記以外 [東部] TEL0857-22-8111 [中部] TEL0858-23-3135 [西部] TEL0859-31-0029
- 接触がご心配な方は、「接触者等相談センター」にご相談ください。
[東部] TEL0857-22-5625 [中部] TEL0858-23-3135 [西部] TEL0859-31-0029

飲食時の注意事項

- ◆ 飲食の場ではマスクを外す機会も多く、感染リスクが高まります。特に飲酒時は、大声になりやすく、より感染リスクが高まります。
- ◆ 大声を出さず、会話時は短時間でも必ずマスク着用するなどマナーを守りましょう。
- ◆ 「密閉」「密集」「密接」を避ける、人と人との感染防止距離（概ね2メートル）の確保、こまめな手洗い、こまめな換気などの感染予防の徹底をお願いします。

<利用者の皆様へ>

- ・大皿を避け、個食を徹底しましょう。箸やコップは使い回さず、一人ひとり
- ・特に飲酒の際は、少人数・短時間で、なるべく普段一緒にいる人で
- ・座の配置は斜め向かいに（正面や真横はなるべく避ける）
- ・大声を出さず、会話する時はマスク着用
- ・認証店や協賛店などガイドラインを遵守したお店で
- ・体調が悪い人は参加しない

<事業者の皆様へ>

- ・換気、パーテーション設置など感染拡大予防対策（県版ガイドライン最新版）を確実に実施してください。（特にカラオケには注意してください。）
- ・マスク着用などお客様への協力の呼びかけをお願いします。

家庭内でできる感染予防～大切な人を守るために～

◆必ずしていただきたいこと

- 「**親しき仲にもマスクあり!**」…十分な距離がとれない時は**マスクを着けましょう**。
- こまめな手洗い** …接触感染を防ぐため、外出後、食事の前、トイレの後など。
- こまめな換気** …屋内では空気の出入口を2か所設け、空気の流れを作る工夫を。
- 共有部分(ドアノブ、手すり、スイッチ)の**消毒**
- タオルや歯磨き粉などの共用を避ける
- 大皿を避け、**個食を徹底**しましょう



◆していただきたいこと

- 適度な湿度(50~60%)を保つ
- 可能であれば、食事の時間や場所を分ける

◆遠方から帰省されたご家族と過ごすときの感染予防

- 家庭内での感染予防が難しい場合は、宿泊施設の利用も検討しましょう
- 帰省される方は、帰省される前の一週間、可能であれば2週間は、大人数での会食は控えましょう
- 高齢者や基礎疾患がある方など重症化リスクの高い方と会う時は、必ずマスクを着用するなど特に感染予防に留意しましょう

職場における感染対策の徹底

- ◆テレワークや交代勤務など、事業所内や通勤時の人と人との接触を減らす働き方の工夫をお願いします。
- ◆仕事、研修を含め県境を越えた移動は、原則控えてください。出張等の移動を減らすためのテレビ会議の活用をお願いします。
- ◆職場での感染防止対策の徹底をお願いします。
 - 「密閉」「密集」「密接」のいずれか一つでも感染例があることから回避
 - 職員の体調管理（発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛含め）
 - マスク着用、手洗いや手指消毒、咳エチケットの徹底
 - 職員同士のフィジカルディスタンスの確保やアクリル板の設置
 - 複数人が触る共用設備の消毒・休憩室も含めた定期的な換気励行
 - 飲食を伴う懇親会・大人数や長時間に及ぶ飲食をやめ、マスクなしでの会話の徹底回避
 - 社員寮等の集団生活の場での対策 など

イベント開催における留意事項

県外からの参加者が多く見込まれる全国的、広域的なイベントの開催はご一考ください。

なお、開催される場合は、各種イベントにおける「県版ガイドライン」を参照のうえ、感染予防の徹底をお願いします。

<イベント開催の注意事項>

- 入場時に検温を実施し、発熱等の症状がある者はイベントの参加を控えてもらうようにすること。
- 感染拡大防止のためにイベント参加者の連絡先等の把握を徹底すること。
- イベント開催時は、観客に大声を出させないなどの対応をすること。

<イベントにおけるガイドラインの対策例>

- 会場内や会場までの経路でお客様が密集状態にならないよう、会場までの配置や導線を設定すること。
- 屋内の会場については、会場の換気設備の活用や窓の開放により、十分な換気を行うこと。
- マスクの着用、手指消毒の実施や接触確認アプリ(COCOA)の活用を呼びかけること。

学校における感染防止対策等の対応

全国で、**緊急事態宣言の期間延長及び対象地域が追加**されるとともに、本県においても感染経路が特定できない変異株の感染事例が散発するなど、新型コロナウイルスの感染が拡大する中、県立学校に対して一層注意喚起を図る。

■ 感染防止対策の徹底

- 教職員及び生徒に対して、感染防止に向けたより一層の**意識の高揚**を図るとともに、**県立学校版ガイドライン**を踏まえた感染防止対策を徹底する
 - **密閉、密集、密接を、それぞれ徹底的に回避**
 - **マスクの着用（会話するときには必ず着用）**
 - **こまめな手洗い・手指消毒（食事の前後、トイレ使用後等）**
 - **日々の健康観察を徹底**
 - **教室等のこまめな換気**
 - **共用物品の定期的な消毒**

■ 人権への配慮

- 正しい情報に基づき冷静な判断や行動をとるとともに、人権に配慮した対応を取るよう生徒、保護者等へ周知し、感染者や医療従事者等に対する偏見や差別の防止を図る
 - ◎ **市町村教育委員会に対しても、より一層感染防止対策を徹底するよう依頼**
 - ◎ **県内私立中・高等学校においても、上記に準じた対応を依頼**

運動部活動における対外試合等の対応

全国的に部活動に係る感染及びクラスターが頻発している現状を踏まえ、県立学校における部活動の対外試合等への対応を以下のとおりとする。

◆ 対応内容

➤ 公式試合

事前に主催者が講じる感染防止対策、会場となる地域の感染状況及び対応制限等を確認し、大会への参加を慎重に判断した上で参加可能とする。

➤ 県外校との練習試合・合同練習・合宿

- 緊急事態宣言対象地域、まん延防止等重点措置対象地域、感染流行嚴重警戒地域（Ⅴ）又は感染流行警戒地域（Ⅳ）の学校との試合等は一切禁止
- 上記以外の地域の学校との試合等は、必要性を十分検討した上で、より特段の感染防止対策を徹底して実施可能とする

➤ 県内校との練習試合・合同練習

必要性を検討した上で、より特段の感染防止対策を徹底して実施可能とする

➤ 自校での通常練習・合宿

より特段の感染防止対策を徹底して実施可能とする

◆ 対応期間 緊急事態宣言期間中 （5月31日(月)まで期間延長）

◆ 文化部の活動についても文化部活動が卜"ラ"を遵守するとともに上記に準じて実施

- ◎ 中学校についても、市町村教育委員会へ上記に準じた対応を依頼
- ◎ 県内私立中・高等学校においても、上記に準じた対応を依頼
- ◎ 県スポーツ少年団（公益財団法人県スポーツ協会）に対し、スポーツ少年団の感染防止対策の徹底を依頼

県庁業務の「新型コロナ緊急体制」の延長

緊急事態宣言が延長・拡大されるとともに、県内でも感染しやすい状況が続いていることから、5/11までとしていた「**新型コロナ緊急体制**」を**5月末まで延長**し、引き続き最大限の感染対策を徹底する

■ 庁舎内における感染対策の徹底

バックアップ体制の継続（5/10より実施）	所属の状況に応じて、2交替制など、不急の業務の先送り等を行い執務室内の職員を削減し、感染リスクの低減を図るとともに、バックアップ体制を確保する （例） <ul style="list-style-type: none">・在宅勤務・リモートワーク等の活用・執務室を分けることにより相互にバックアップ（公金の支払が止まらないよう、財務会計業務や税務業務を担う所属で継続）
鳥取型オフィスシステム等のさらなる徹底	<ul style="list-style-type: none">・非接触型勤務を徹底するため、県庁内においても原則として集合型の会議や打ち合わせは行わず、リモートで対応・コピー機・電話機等の定期消毒、手指消毒、換気の頻度のレベルアップを徹底
庁舎内へウイルスを持ち込まない対策の徹底	<ul style="list-style-type: none">・職員の検温、健康観察員による健康チェックを徹底・庁舎入口での来庁者の手指消毒徹底や検温をお願い・ドアノブ等の消毒の実施

県庁業務の「新型コロナ緊急体制」の延長

■ 職員の県外出張等の取扱

「緊急事態宣言」対象地域	とりやめ
「まん延防止等重点措置」対象地域 感染流行嚴重警戒地域（V） 感染流行警戒地域(IV)	制限（必要性を十分検討の上、原則として見合わせ）

- 県外からの関係者等の招へいについても、出張の取扱いと同様にとりやめ・制限を行う
- 関係者との打合せ等については、基本的にオンライン形式で代替する
- 私的な場面においても、感染予防対策を呼びかけている県の職員の立場を自覚し、不要不急の外出や県外への往来、県外の方との飲食は控える

■ 保健所応援態勢の確保

- 検体搬送、リエゾン派遣、疫学調査への応援等を行うための態勢は、引き続き50名体制を確保
- 各地区で陽性者が複数発生した場合など、クラスター発生の未然防止も含め、**クラスター対策特命チーム**が随時、保健所業務を支援

コロナ患者受入れ体制の強化

1. 入院受入れ体制

- 病床ひっ迫を回避するため、コロナ患者用の現時点確保病床を機動的に確保

4月1日	4月9日～	4月12日～	4月19日～	4月26日～	5月7日～
204床	208床	228床	237床	265床	<u>267床</u>

- 患者急増時を想定し、最大確保病床のさらなる拡大について医療機関と協議

令和2年7月	令和3年2月～	令和3年4月～	令和3年5月～
313床	317床	321床	<u>323床</u>

- 軽症者の転院調整の積極的な実施について、病院間の役割分担を検討
- 入院加療後、主治医が宿泊療養可能と判断した患者は宿泊療養施設へ移行
(入院時に宿泊療養への移行について事前説明、県保健所では承諾書も受領)

2. 宿泊療養体制

- 看護師の24時間常駐による健康サポート、医師による毎日の往診とオンライン診療

地区	部屋数	入所者 (5/7現在)	備考
東部	66室	4人	4月3日から受入開始
中部	<u>35室</u>	—	<u>5月中旬開設予定</u>
西部	40室	1人	4月16日から受入開始

新型コロナウイルス感染症陽性者の概要

陽性確認日	事 例	管轄保健所	年代	性別	居住地	職業等	既陽性者との接触有無
4月30日	県内373例目	米子	40代	男性	県外		
5月1日	県内374例目	米子	非公表	男性	西部地区		
5月3日	県内375例目	米子	非公表	非公表	米子市		
5月4日	県内376例目 (鳥取市保健所管内164例目)	鳥取市	50代	男性	鳥取市		
5月4日	県内377例目	米子	非公表	非公表	非公表		
5月5日	県内378例目	米子	非公表	非公表	伯耆町		
5月5日	県内379例目	米子	非公表	非公表	伯耆町		
5月5日	県内380例目	米子	非公表	非公表	非公表		
5月6日	県内381例目	倉吉	30代	非公表	非公表		
5月6日	県内382例目	倉吉	非公表	非公表	非公表		
5月6日	県内383例目 (鳥取市保健所管内165例目)	鳥取市	非公表	非公表	非公表		
5月6日	県内384例目 (鳥取市保健所管内166例目)	鳥取市	非公表	非公表	非公表		

- 5月7日午前 検査結果：米子保健所管内で1件陽性判明。詳細については調査中

鳥取県版新型コロナウイルス警報（5月7日現在）

地域	発令区分	備考
東部地区	注意報	3/24～
鳥取市	警報	3/31～
中部地区	注意報	3/29～
倉吉市	警報	3/30～
西部地区	注意報	3/30～
米子市	警報	4/9～

分科会提言の指標と鳥取県の状況

指標				鳥取県 5月7日 12:00現在	ステージⅢ の指標目安	ステージⅣ の指標目安
医療提供体制等の負荷	① 医療の ひっ迫具合	入院医療	確保病床の 使用率	10.2% (33/323床)	20%以上	50%以上
			入院率 (入院者/療養者)	86.8% (33/38人)	40%以下	25%以下
		重症者用 病床	確保病床の 使用率	0% (0/47床)	20%以上	50%以上
	② 療養者数(対人口10万人) ※県人口55.6万人で計算			6.8人 (実数38人)	20人以上	30人以上
感染状況	③ PCR陽性率(直近1週間) ※4/29~5/5発表分			1.1% (12/1,094)	5%以上	10%以上
	④ 新規陽性者数(対人口10万人/週) ※4/30~5/6発表分で集計			1.9人 (実数11人)	15人以上	25人以上
	⑤ 感染経路不明割合(直近1週間) ※4/29~5/5発表分で集計			41.7% (5/12人)	50%以上	50%以上

- 現時点ですべての指標がステージⅢの目安に達していない。

高齢者向けワクチンの供給状況

高齢者向けワクチンの配分計画の全体像が国から示されたことにより、各市町村で接種が本格化する。

4/30に国から示された配分計画

区分		4/8～ 5/17の週	5/24～ 5/31の週	6/7～ 6/14の週	6/21～ 6/28の週	合計
鳥取県割当数	箱	113箱	71箱	71箱	68箱	323箱
	接種回数	120,510回	83,070回	83,070回	79,560回	366,210回
(参考) 全国箱数		22,841箱 (25,390千回分)	13,000箱 (15,210千回分)	13,435箱 (15,719千回分)	13,434箱 (15,718千回分)	62,710箱 (72,037千回分)

県内の高齢者人口分をカバー